

日本学生支援機構奨学金

2026年度 新規申込説明会

奨学金案内 QRコードから読み取ってください。

2026年度在学者用

給付奨学金案内

在学中に、給付奨学金を希望する皆さんへ

大学
短期大学
高等専門学校（第4学年以上）
専門課程を置く専修学校

- この冊子では、2020年度から実施されている給付奨学金制度について、現在在学する学校を通じて行う申込手続きを中心に説明しています。
- 家計意欲による申込みを希望する場合は、在学する学校に相談し、家計意欲採用の申込冊子（別冊）を確認してください。
- この冊子を読んで給付奨学金についてよく理解したうえで、申込手続きを進めてください。また、父母等あなたの生計を維持している方にもこの冊子を読んでもらい、給付奨学金制度の内容及びあなたが奨学金を利用することについて理解してもらってください。
- 多子世帯支援を含む奨養料等減免のみを希望する場合もこの冊子に従って申込を行う必要があります。

別途、学校から受け取ってください

スカラネット
入力下書き用紙

奨学金確認書兼
地方税同意書

独立行政法人
日本学生支援機構
JASSO Japan Student Services Organization

2026年（令和8年）給付奨学金在学採用

在学中に奨学金を希望する皆さんへ
この冊子では、返還の必要がある奨学金について説明しています。

2026年度在学者用

貸与奨学金案内

（大学・短期大学・専門課程を置く専修学校）

無利子貸与奨学金（定期採用・緊急採用）
■ 第一種奨学金

有利子貸与奨学金（定期採用・応急採用）
■ 第二種奨学金
■ 入学時特別増額貸与奨学金

別途、学校から受け取ってください

スカラネット
入力下書き用紙

奨学金確認書兼
地方税同意書

独立行政法人
日本学生支援機構
JASSO Japan Student Services Organization

2026年（令和8年）4月1日

奨学金の種類

はじめに

日本学生支援機構の奨学金は、原則、返還の必要がない「給付型」と返還の必要がある「貸与型」があり、あなた自身が受けるものです。奨学金の種類によって、対象となる要件や支給額などが異なります。また、あなたが多子世帯に属していて授業料等減免を受けるためには、給付奨学金を申し込む必要がありますので、本冊子の内容をよく確認してください。



奨学金の種類			
類型	名称	利子	支給・貸与時期
給付型	給付奨学金	-	毎月1回
貸与型	第一種奨学金	無利子	
	第二種奨学金	有利子	第一種奨学金・第二種奨学金の 初回申込時に1回限り
入学時特別増額貸与奨学金			

※「給付奨学金」「第一種奨学金」「第二種奨学金」は同時に申し込むことができます。
※「入学時特別増額貸与奨学金」は、「第一種奨学金」または「第二種奨学金」と同時に申し込まなければなりません。
※有利子の奨学金であっても貸与中は利子はかかりません。

給付奨学金について

知っておいてほしいポイント

給付奨学金制度の趣旨

日本学生支援機構の給付奨学金は、国の高等教育の修学支援新制度のひとつとして、意欲と能力のある若者が経済的理由により進学及び修学の継続を断念することのないよう、原則として返還義務のない奨学金を支給するものです。

給付奨学生としての自覚

国費を財源としている給付奨学金の支給を受ける奨学生は、給付奨学生としての自覚を持って学業に精励しなければなりません。

学業成績などが基準を下回る場合、奨学金の支給を打ち切ることがあります。さらに、やむを得ない理由がなく学業成績が著しく不振となった場合、在学から退学などの処分を受けた場合は、返還が必要になることがあります。

支給額の見直し

毎月の支給額は、春・秋の定期採用は本人及び生計維持者の前年の所得金額や資産に基づき、毎年度10月に見直されます。

家計急変採用は、急変後の収入証明書類を基に、支給開始月から6か月経過後、3か月ごと（収入証明書類は見直し回数を重ねることに累加され、提出した収入証明書類が12か月分以上となった後は1年ごと）に見直されます。

給付奨学金について

(1) 申込資格⁰⁵

① 高校等の卒業から大学等への入学までの期間に関する要件

大学等へ入学した日が、高校等を初めて卒業した年度の翌年度末から2年を経過していない人など
例：2026年3月に高校を卒業した人は、2028年度末までに大学等へ入学した場合に申し込めます。

※高校等とは、高等学校(本科)、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校(第3学年まで)、
専修学校高等課程(3年課程以上)を指します。



05

② 過去の利用状況

高等教育の修学支援新制度(給付奨学金・授業料等減免)を過去に利用している場合は、再度の申込みはできません。

③ 国籍等

日本国籍を持つ人

※日本国籍がない場合でも利用可能な場合があります。

● 申込みできる在留資格等

【多子世帯の大学等の授業料等無償化】

給付奨学金を申し込んでください。



給付奨学金について

(2) 給付奨学金の選考基準 ① 学力基準

在籍年数	学業成績等に係る基準
1年生 ①～③のいずれかに該当すること	①高等学校の成績の平均が 3.5以上 であること。 ②高等学校卒業程度認定試験合格者であること。 ③ 学修意欲を有していることが学修計画書等により確認できること。 ※ 3.5未満 の場合は、学修計画書を提出してください。
2年生以上 ①・②のいずれかに該当すること	①GPA等が在学する学部等における上位1/2の範囲に属すること。 ② 修得単位数が標準単位数以上であり、学修意欲を有していることが学修計画書等により確認できること。 ※ GPAが不足する場合は、学修計画書を提出してください。 ※採用基準となるGPA、修得単位数はともに「入学時から前学年末までの累積」により判定されます。 【標準単位数】 2年生:31単位 3年生:62単位 4年生:93単位

給付奨学金について

(2)給付奨学金の選考基準 ②家計基準 詳細は、「給付奨学金案内」p.9～を参照してください。

家計の審査は、原則、生計維持者のマイナンバーを利用しておこないます。

収入については**2024年(1月～12月)の収入に基づく2025年度住民税情報**により算出された支給額算定基準額が下表に該当するか判定します。

支援区分	家計基準
第Ⅰ区分	あなたと生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること 具体的には、あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円未満であること
第Ⅱ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円以上25,600円未満であること
第Ⅲ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること
第Ⅳ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が51,300円以上154,500円未満であること

収入基準を満たすかどうかを確認する方法 詳細は、「給付奨学金案内」p.10～を参照してください。

■「進学資金シュミレータ」 ■課税証明書を使って自分で試算する。

収入基準の選考は、機構が取得した税情報をもとに機械的に行います。

このため、シュミレーション結果やご自身で試算された結果が支給の対象外であっても、実際の選考では対象となる場合があります。

逆に支給の対象となるような試算結果となっても、実際の選考では対象にならない場合があります。

給付奨学金について

(3) 給付奨学金の支援区分と支給月額

支援区分	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	38,300円	75,800円
第Ⅱ区分	25,600円	50,600円
第Ⅲ区分	12,800円	25,300円
第Ⅳ区分 (多子世帯)	9,600円	19,000円

(4)多子世帯の支援について

「あなたが多子世帯に属してる場合、所得状況に応じた奨学金の支給と、所得制限なく授業料等の支援を受けることができます。

※収入の基準を超える場合は、給付奨学金の支給はありません。

「多子世帯に属している」とは、以下のうちいずれか小さい方の数が3以上であり、かつあなたが生計維持者に扶養されている場合をいいます。

- ・あなたが奨学金申込時に入力した生計維持者の扶養親族のうち、生計維持者の子どもに該当する者の数
- ・あなたの生計維持者全員の市町村民税情報における扶養親族の数の合計

※市町村民税情報における配偶者は扶養親族に含まれません。

(5) 給付奨学生採用後に気を付けてほしいこと

① 自宅外通学の方は、学校が指定する期日までに必要書類を学校に提出してください。

- 自宅外通学の審査における必要書類¹³

② 休学や復学、退学をするときには、早めに学校へ相談してください。

- 在学中の各種変更等の届出・願出¹⁴

③ 毎年、在籍状況や生計維持者について、機構へ報告(在籍報告)する必要があります。

- 給付奨学生として採用後の手続き¹⁵

④ 採用後も学業成績の判定および支援区分の見直し(家計の判定)があります。

学業成績の判定は学年末(または半期ごと)に学校が判定し機構へ報告、支援区分の見直しは機構が毎年10月に判定します。そのため、学業成績や家計の状況によっては、支援区分(支給月額)が変更になったり支給が止まったりする場合があります。また、学業成績が著しく不振であるときは、支給した金額を返還しなければならない場合があります。

- 適格認定(学業・家計)の詳細

【学業】¹⁶



16

【家計】¹⁷



17



13

14

15

給付奨学金について

授業料等減免の対象者の認定に関する申請書
給付奨学金を申し込む方は、申請書の提出が必要です。

1年生	<ul style="list-style-type: none">■書類チェックの際に提出してください。(5/8~5/15)■口座情報まで記入してください。 採用された場合は、採用月の最終日に授業料等を返金します。
2年生以上	<ul style="list-style-type: none">■本日(4/15)提出した方は、 春学期学費の納期を7月末まで猶予(延期)します。 口座情報は、未記入で構いません。■奨学金の申し込み内容が相違する場合は、別の書類の提出が必要になります。■説明会終了後、申請書の提出を受付けます。■後日提出→春学期学費の納期の猶予(延期)はできません。 1年生と同様の取扱いになります。

貸与奨学金について

貸与奨学金（借入金）について

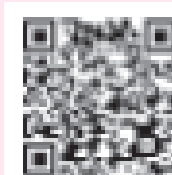
- (1) 貸与奨学金は、「もらう」ものではなくあなた自身が「借りる」ものです。
- (2) 貸与を受けようとする人は、あなたの家庭の経済状況や人生・生活設計に基づき、奨学金の貸与を受ける必要性、返還時の負担などを十分考慮し、学資として必要となる適切な金額を選んで申し込んでください。
- (3) 奨学金の貸与を受けるのはあなたです。返還義務もあなたにあります。
- (4) 貸与奨学生が学校を卒業してから返還するお金が、次の世代の貸与奨学金として使われます。貸与奨学金は、先輩から後輩へとリレーされる仕組みになっています。
- (5) 返還中に病気・失業などで返還が困難になった場合は、状況に応じて毎月返還する金額を減額して返還期間を延長する制度や返還期限を猶予（返還期日を先送り）する制度等があります。
- (6) 貸与奨学金は学業成績不振等により、打ち切られる場合があります。

(1) 申込資格

① 過去の利用状況

過去に利用したことのある人は、同じ貸与奨学金(第一種奨学金・第二種奨学金)を利用できない場合や利用期間が制限される場合があります。

●奨学金の貸与をもう一度受けたい皆さんへ¹⁸



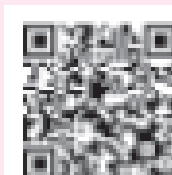
18

② 国籍等

日本国籍を持つ人

※日本国籍がない場合でも利用可能な場合があります。

●申込みできる在留資格(給付奨学金と同じ要件)¹⁹



19

貸与奨学金について

(2) 貸与奨学金の選考基準 ① 学力基準

第一種奨学金のみ または 併用貸与	
1年生 いずれかを満たす	<ul style="list-style-type: none">・高等学校の成績の平均が3.5以上であること。・高等学校卒業程度認定試験合格者であること。
2年生以上 いずれかに該当	<ul style="list-style-type: none">・本人の属する学部の上位1/3以内であること。
上記の基準を満たさない場合であっても、経済的理由により特に修学に困難がある場合は、学修意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること。	
第二種奨学金のみ ①～④のいずれかに該当すること	
<ul style="list-style-type: none">① 出身学校または在籍する学校における成績が平均水準以上と認められること。② 特定の分野で特に優れた資質能力を有すると認められること。③ 学修に意欲があり学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。④ 高等学校卒業程度認定試験合格者で、上記①～③のいずれかに準ずると認められること。	

貸与奨学金について

(2)貸与奨学金の選考基準 ②家計基準 詳細は、「貸与奨学金案内」p.12～を参照してください。

家計の審査は、原則、生計維持者のマイナンバーを利用しておこないます。

希望する奨学金	家計基準
第一種・第二種併用貸与	生計維持者の貸与額算定基準額が164,600円以下であること
第一種奨学金	生計維持者の貸与額算定基準額が189,400円以下であること
第二種奨学金	生計維持者の貸与額算定基準額が381,500円以下であること

収入については2024年(1月～12月)の収入に基づく2025年度住民税情報により算出された貸与額算定基準額が上表に該当するか審査を行います。

家計基準に該当するか調べたい方へ

JASSOのホームページに掲載している「進学資金シュミレータ」で、家計基準に該当するかおよその目安が確認できます。

貸与奨学金について

(3)貸与月額

①第一種奨学金

第一種奨学金 (無利子)	自宅通学	自宅外通学
最高月額	54,000円	64,000円
最高月額以外の月額	40,000円 30,000円 20,000円	50,000円 40,000円 30,000円 20,000円

※最高月額は、併用貸与の家計基準に該当する場合のみ利用できます。

②第二種奨学金

第二種奨学金 (有利子)	2万円から12万円までの間で1万円単位で選択できます。
-----------------	-----------------------------

貸与奨学金について

給付奨学金受給中の第一種奨学金の貸与月額

詳細は貸与奨学金案内(p.7)・給付奨学金案内(p.18～)を参照してください。

給付奨学金と併せて第一種奨学金の貸与を受ける場合、給付奨学金の支援区分に応じて第一種奨学金の貸与月額は、下表のとおり調整されます。(併給調整)

①多子世帯でない場合

給付奨学金の支援区分	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	0円	0円
第Ⅱ区分	0円	0円
第Ⅲ区分	21,700円 (20,000円・30,300円)	19,200円

貸与奨学金について

給付奨学金受給中の第一種奨学金の貸与月額（多子世帯）

詳細は貸与奨学金案内(p.8)・給付奨学金案内(p.20)を参照してください。

給付奨学金と併せて第一種奨学金の貸与を受ける場合、給付奨学金の支援区分に応じて第一種奨学金の貸与月額は、下表のとおり調整されます。(併給調整)

②多子世帯の場合

支援区分	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分(多子世帯)	0円	0円
第Ⅱ区分(多子世帯)	0円	0円
第Ⅲ区分(多子世帯)	0円	0円
第Ⅳ区分(多子世帯)	0円	0円
多子世帯	0円	5,600円

貸与奨学金を希望する人のみ確認すること


①保証制度 詳細は貸与奨学金案内(p.23～)を参照してください。

機関保証制度	人的保証制度
<p>保証機関(公益財団法人日本国際教育支援協会。以下「協会」という)に保証を依頼し、連帯保証を受ける制度です。</p> <p>※一定の保証料の支払いが必要です。</p> <p>保証料の目安は、p.67～p.69を参照</p> <p>※機関保証制度加入者は、連帯保証人及び保証人は不要です。</p>	<p>機構が定める条件を満たす人に連帯保証人及び保証人を引き受けてもらう制度です。</p> <p>※必要な書類を提出できない場合は、その人を連帯保証人及び保証人に選任できません。</p> <p>【連帯保証人】 原則、父母</p> <p>【保証人】 原則、おじ・おば・兄弟姉妹等、4親等以内の親族</p> <p>選任条件の例外はp.27～を参照</p>

貸与奨学金を希望する人のみ確認すること

②返還方式 詳細は貸与奨学金案内(p.19～)を参照してください。

第一種奨学金を利用する人は、「所得連動返還方式」と「定額返還方式」のいずれかを選択します。
第二種奨学金を資料する人は「定額返還方式」のみです。

所得連動返還方式(第一種奨学金のみ)	定額返還方式
<p>毎月の返還額が前年の所得等に応じて決定される方式 ※保証制度は「機関保証」、制賦方法は「月賦返還」となります。</p> <p>【年収に応じた返還額の目安例】</p> <p>年収300万円 ⇒ 約8,600円/月で返還 年収450万円 ⇒ 約15,400円/月で返還 ※返還者本人に子どもがいる場合、1人につき月額から 約2,400円を控除</p> <p>●所得連動返還方式の詳細³⁹</p> 	<p>毎月の返還額が貸与総額(借用金額)に応じて決定される方式</p> <p>【貸与総額に応じた返還額の例】</p> <p>第一種奨学金で月額5万円の貸与を4年間受ける場合(総額240万円)、約13,333円(15年間)を毎月返還</p>

貸与奨学金について

④利率の算定方法について 詳細は貸与奨学金案内(p.17)を参照してください。

第二種奨学金や入学時特別増額貸与奨学金を利用する人は、「利率固定方式」と「利率見直し方式」のいずれかをを選択します。いずれの方式も利率の上限(年利3.0%)があります。なお、奨学金貸与中及び在学猶予・返還期限猶予中は無利子です。

利率固定方式	貸与終了時に決定した利率が、返還完了まで適用されます。将来、市場金利が変動した場合も利率は変わりません。
利率見直し方式	貸与終了時に決定した利率を、おおむね5年ごとに見直します。将来、市場金利が変動した場合は、それに伴い利率も変わります。(将来、市場金利が上昇(下降)した場合は、貸与終了時の利率より高い(低い)利率が適用されます。

生計維持者について (給付・貸与共通)

生計維持者の考え方

詳細は貸与奨学金案内(p.14～)・給付奨学金案内(p.12～)を参照してください。

- 生計維持者とは、原則あなたの父母(父母ともにいない場合は、代わって生計を維持している主たる人)です。
- 生計維持者としてスカラネットで入力した人物についてマイナンバー及び必要な証明書類を提出する必要があります。(「奨学金確認書兼地方税同意書」の人物とスカラネットで入力した人物は必ず一致する必要があります。)
- 生計維持者を誤って申告して採用された場合、採用が取り消されることがあります。

奨学金申込手順等

奨学金申込手順等

①新規申込希望者は、説明会(4/15)に参加してください。
「奨学金案内」等、必要書類を配布します。

②申込に必要な書類を準備してください。詳細は、説明会で説明します。

③学生支援室で必要書類を確認します。
2026年5月8日(金)～5月15日(金)
【平日】9:00～13:00／14:00～17:00
※13:00～14:00の間は、奨学金の受付はしていませんので注意してください。

④書類の確認後、申し込みに必要な以下の書類等を渡します。
◆「奨学金確認書兼地方税同意書」のセット
◆大学の識別番号(IDおよびパスワード)

奨学金申込手順等

⑤スカラネットから申し込み(入力)をしてください。

⑥奨学金確認書兼地方税同意書の提出(重要) **6月1日(月)必着**

スカラネットの入力後、すぐに郵送してください。

【郵送方法】

指定の封筒を使用し、郵便局の窓口から簡易書留で郵送してください。

提出の遅延や不備があると、選考を進めることができませんので、ご注意ください。

⑦選考結果は、KIUポータルでお知らせします。 **選考結果:最短で7月**

⑧7月に採用された方を対象に説明会を行います。

奨学生証や返還誓約書を交付する説明会です。必ず参加してください。

日程は、対象者にKIUポータルでお知らせします。(7月下旬~8月上旬開催予定)

以上で、奨学金新規申込説明会を終わります。

奨学金に関する相談やお問合せ
学生支援室 093-671-8915